

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「東北電力グループ経営ビジョン2020～地域と共に～」を策定し、地域と共に成長し、地域に必要不可欠な東北電力グループであり続けるために、将来の様々な経営環境の変化に能動的に適応し、ステークホルダーとの対話を重ねながら、当社としての独自の価値を地域と共に創り上げる経営を目指していくこととしています。

この方向性のもと、事業運営を適正に遂行していくために、企業倫理・法令遵守の徹底、誠実かつ公正で透明性のある事業運営の推進、内部統制およびリスクマネジメントの充実など、引き続きコーポレートガバナンスの強化に取り組んでいくこととしています。

当社は、コーポレートガバナンスの充実が経営上の重要課題の一つであるとの認識に立ち、ステークホルダーの期待に応えていくため、以下の方針に基づき、経営の機動性、健全性、透明性を高めるなど、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主のみなさまの権利および平等性が実質的に確保されるよう、法令に基づき適切に対処するとともに、少数株主や外国人株主のみなさまにも十分に配慮し、その権利を適切に行使することができる環境の整備を進めてまいります。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、東北電力グループの事業活動全てがCSRに関わるという認識のもと、社長執行役員を議長とする「CSR推進会議」を設置し、「東北電力グループCSR方針」および「東北電力グループ行動指針」を定め、東北電力グループが一体となって、安全の確保、環境への配慮、企業倫理・法令遵守を基盤に、CSRを推進しています。

また、CSRの取り組みについては、ステークホルダーに対して幅広く情報発信するとともに、経営陣による第一線事業所との対話等により、ステークホルダーとの協働の重要性について全社員に、より浸透するよう努めてまいります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、法令に基づく情報の開示を適切に行うとともに、株主・投資家のみなさまをはじめとするステークホルダーが必要とする情報について、代表取締役による会見や、必要に応じて開催する説明会の実施に加え、当社ホームページや各種媒体等を通じて、積極的に開示しております。引き続き、関係室部が連携し、正確で有用性の高い情報の適時適切な開示に努めてまいります。

(4) 取締役会等の責務

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、独立社外取締役による客観的・中立的かつ多様な視点を取り入れながら、経営ビジョンや中期経営方針などの経営に関する重要な計画をはじめ、当社の業務執行の重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行に対する監督を行ってまいります。また、内部統制システムを整備し、適正に運用することにより、意思決定の合理性と業務の適正性を確保してまいります。

加えて、取締役会決議により重要な業務執行の決定の一部を取締役会から取締役に委任するとともに、社長執行役員、副社長執行役員および常務執行役員(以下、あわせて「役付執行役員」という)が業務執行を担う体制とすることで、監督と執行の役割分担をより明確に区分し、取締役会の監督機能を強化するとともに、迅速かつ機動的な意思決定により効率的に業務を執行してまいります。

監査等委員会は、実効的なコーポレートガバナンスの継続的な向上に資するため、独立した客観的立場において取締役の職務の執行を監査・監督するとともに、監査等委員は取締役会のほか、経営会議をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるなどして、経営監視機能を適切に果たしてまいります。

(5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主総会以外の場においても、株主のみなさまとの対話の場を設け、取締役・経営陣幹部は、当社を取り巻く経営環境における、当社の取組みに対する理解が得られるよう、経営方針等を分かりやすく説明するよう努めるとともに、株主のみなさまの声に真摯に耳を傾け、関心・懸念に適切に応えてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

〇【補充原則1-1-1 反対票の原因分析】について、2015年12月8日開示の報告書では、取締役会としての分析が未実施のため、その旨を

開示しておりましたが、2016年2月の取締役会で議決権行使の分析結果を報告し、株主との対応の要否についての検討を行いました。今後も同様の取り組みを継続することとしておりますので、2016年3月8日開示の報告書において、本欄から削除しました。

○【原則1-4 いわゆる政策保有株式】について、2015年12月8日開示の報告書では、主要な政策保有株式に関する取締役会での検証が未実施のため、その旨を開示しておりましたが、2016年2月の取締役会で、そのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証いたしました。今後も同様の取り組みを継続することとしておりますので、2016年3月8日開示の報告書において、本欄から削除しました。

○【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用・招集通知の英訳】について、2015年12月8日開示の報告書では、招集通知の英訳が未実施のため、その旨を開示しておりましたが、第92回(2016年)定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに狭義の招集通知と株主総会参考書類の英文を掲載いたしました。今後も英訳の実施を継続することとしておりますので、2016年7月6日開示の報告書において、本欄から削除しました。

○【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】について、2015年12月8日開示の報告書では、独立社外取締役の複数選任が未実施のため、その旨を開示しておりましたが、第92回(2016年)定時株主総会において、独立社外取締役を2名選任いたしましたので、2016年7月6日開示の報告書において、本欄から削除しました。

当社は、コーポレートガバナンス・コード(2018年6月改訂)の各原則について、すべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

■2019年7月8日更新内容

○以下の各項目につきまして、記載内容を更新いたしました。

- ・【原則3-1 情報開示の充実】「(5)経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明」
- ・【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】
- ・【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

■2018年12月18日更新内容

○以下の各項目につきまして、記載内容を更新いたしました。

- ・【原則1-4 政策保有株式】
- ・【原則1-7 関連当事者間の取引】
- ・【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
- ・【原則3-1 情報開示の充実】「(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」
- ・【補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性および規模に関する考え方】

なお、すべての原則について、2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しております。

■2018年7月5日更新内容

○以下の各項目につきまして、記載内容を更新いたしました。

- ・【原則3-1 情報開示の充実】「(3)取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」「(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」「(5)経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明」
- ・【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】
- ・【原則4-9 社外取締役の独立性判断基準および資質】
- ・【補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性および規模に関する考え方】
- ・【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】
- ・【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】
- ・【補充原則4-14-2 取締役のトレーニングの方針】
- ・【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

■2018年4月17日更新内容

○【原則3-1 情報開示の充実】「(5)「経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明」の末尾に掲載している役員の一覧を、2018年4月1日付の一覧に更新いたしました。

○【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】の記載内容を更新いたしました。

■2017年7月5日更新内容

○【原則3-1 情報開示の充実】「(5)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明」の取締役・監査役の個々の選任理由を更新しました。

○【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】および【補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性および規模に関する考え方】に記載している取締役の人数を更新しました。

○【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】の記載内容を更新しました。

○【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】の記載内容を更新しました。

■2017年2月9日更新内容

○【原則3-1 情報開示の充実】「(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画」の記載内容を更新しました。

○【原則3-1 情報開示の充実】「(3)取締役・監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」および「(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」を、「指名・報酬諮問委員会」の設置を踏まえ、記載内容を更新しました。

【原則1-4 政策保有株式】

○方針

当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、「電気事業の円滑かつ効率的な運営に資するもの」、「地域振興を通じて当社の事業発展に資するもの」、「お客さまサービスの向上や電力の有効利用による需要の増大、さらには将来の事業発展に結びつくノウハウの蓄積に繋がるもの」等の目的に合致し、かつ、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証し、総合的に判断いたします。

取締役会での個別の政策保有株式に係る検証を踏まえ、これらの目的・基準に合致しない株式については売却対象といたします。また、これらの検証結果を開示いたします。

○検証結果

個別の政策保有株式について、取締役会において、①保有目的、②経済合理性(配当・評価損益等の便益・リスクが資本コストに見合っているか等)の基準に基づき、総合的に判断・検証を行った結果、全銘柄において保有意義があることを確認しております。

○議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使については、投資先企業において当該企業の発展と株主の利益を重視した経営が行われているか、反社会的行為を行っていないか等に着目し、議案ごとに確認を行っております。加えて、株主還元、授權資本の拡大、買収防衛策、事業再編等については必要に応じて個別に精査したうえで、議案への賛否を判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役の利益相反取引については、事前に取り締めに取引の承認(決議)を得るとともに、取引終了後、取締役会に取引の実績を報告しております。

また、当社では、法令・社会規範の遵守等について「調達基本方針」を定めて当社ホームページに開示しており、取引先が関連当事者である場合にも、同様の考えで取引を行っております。

なお、電力需給契約は、適正取引ガイドラインや電力の小売営業に関する指針、ならびに開示している各約款、電気供給条件に基づき適切に対応しております。

「調達基本方針」(http://www.tohoku-epco.co.jp/partne/sizai/chota_2.html)

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金制度を導入しておりますが、その資産運用にあたっては、運用収益を安定的に積み上げ、加入者および受給者に対する年金給付を将来にわたり確実にを行うため、経営会議の審議等を経て定めた年金資産運用の基本方針および資産配分割合に基づき、運用しております。

また、人財部門、経理部門ならびに労働組合より選出された委員で構成される年金委員会を設置し、定期的な運用状況の報告や基本資産配分の見直し、運用機関の変更などの重要事項について審議しております。それらの重要事項の検討にあたっては運用コンサルタントも活用するなど、信頼性の確保、利益相反に対して適切に管理しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、創業以来、「東北の繁栄なくして当社の発展なし」との基本的な考え方のもと、地域と共に成長を果たしてきました。「東北電力グループ経営ビジョン2020～地域と共に～」では、「地域社会との共栄」、「創造的経営の推進」を経営理念に掲げ、事業活動を展開しております。

同ビジョンの理念等は継承しつつ、激変する事業環境の中で、当社は、コーポレートスローガン「より、そう、ちから。」を実現し、お客さまや地域社会の期待に応えつつ、当社企業グループが地域とともに持続的に成長していくため、2017年1月に「東北電力グループ中期経営方針(2017～2020年度)」を策定しました。

本方針では、2017～2020年度を「成長に向けた変革期」と位置づけ、東北6県および新潟県における電気事業を柱としつつ、将来的に成長が見込まれ、企業グループの経営資源を活かすことのできる「東北・新潟域外での電力販売を含む電気事業」、「海外事業」、「ガス事業」について、定量目標を設定しました。

当社企業グループは、本方針における「変化をチャンスに さらなる成長へ挑戦する 東北電力グループ」の基本姿勢を踏まえ、「1. お客さま・地域社会の声にお応えする」、「2. 成長に向けた新たな事業機会を追求する」、「3. 変革実現により強固な経営基盤を確立する」の3つの力点のもと、各施策展開を加速し、「2020年度までに自己資本比率(連結決算ベース)25%以上(将来的には30%を目指す)」という財務目標の確実な達成とともに、将来の成長に向けた事業展開や投資を通じて、一層の企業価値の向上に努めてまいります。

「東北電力グループ経営ビジョン 2020～地域と共に～」(<http://www.tohoku-epco.co.jp/comp/keiei/vision.html>)

「東北電力グループ中期経営方針(2017～2020年度)」(<http://www.tohoku-epco.co.jp/comp/keiei/keikaku/index.html>)

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬を決定するに当たっての方針および手続は以下のとおりとしています。

○方針

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬は、「月額報酬」、「株式報酬型ストックオプションとしての報酬」および「賞与」で構成し、以下の方針により決定する。

・取締役の報酬を決定するに当たり、複数の独立社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において審議し、客観性・透明性を確保する。

・月額報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、業績や経営環境等を勘案した適切な水準とする。

・株式報酬型ストックオプションとしての報酬(社外取締役を除く)は、株主総会において承認された総額の範囲内で、報酬と当社株価との連動性

を高め、株価上昇によるメリットのみならず下落によるリスクについても株主のみならずと共有することで、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることを目的とした中長期インセンティブ報酬として、各人に新株予約権を割当てる。

・賞与は、業績や経営環境等を勘案し、支給の是非および支給水準を決定する。

・各人への配分は、役職ごとの役割の大きさ、各人の事務委嘱や職務の内容および責任範囲に応じて決定する。

[株主総会において承認された月額報酬および株式報酬型ストックオプションとしての報酬の総額]

月額報酬:4,300万円以内(うち、社外取締役500万円以内)。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

株式報酬型ストックオプションとしての報酬:1事業年度当たり1億8,000万円以内

(いずれも2018年6月27日開催の第94回定時株主総会決議)

○手続

代表取締役は、上記の方針等を踏まえ、より客観性・透明性を確保する観点から、指名・報酬諮問委員会に取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬に関する事項を提案し、当該委員会での審議を経て、取締役会の決議により各人の支給額等を決定する。賞与を支給する場合は、その総額を株主総会に付議し、決議を得たうえで、取締役会の決議により各人の支給額を決定する。

なお、監査等委員会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬について、監査等委員会としての意見を決定のうえ、株主総会でその意見を述べるができる。

監査等委員である取締役の報酬を決定するに当たっての方針および手続は以下のとおりとしています。

監査等委員である取締役の報酬は、「月額報酬」のみで構成し、その額は2018年6月27日開催の第94回定時株主総会での決議により、月額1,200万円以内と定められている。各人の支給額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、地域と共に成長し、地域に必要な不可欠な東北電力グループであり続けるために、将来の様々な経営環境の変化に能動的に適応し、ステークホルダーとの対話を重ねながら、当社としての独自の価値を地域と共に創り上げる経営を目指していくこととしています。この方向性のもとで事業運営を適正に遂行していくため、取締役の指名・解任を行うに当たっての方針および手続を以下のとおりとしています。

○方針

・取締役会は、電気事業を営む会社に求められる実効性ある経営体制を構築することおよび実質的な議論や業務執行に対するモニタリング機能を確保するために必要かつ適切な人数で構成することを基本とし、その員数は定款に定める18名以内の適切な人数とする。

・取締役の選定および解任に当たり、複数の独立社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において審議し、客観性・適時性・透明性を確保する。
・社内取締役候補者(監査等委員である取締役候補者を除く。)は、専門性が高く幅広い業務領域を有するという電気事業の特性等を踏まえ、技術的な専門性や豊富な業務経験、電気事業の経営全般に関する知見のほか、候補者の専門分野等のバランスを考慮して、各分野に精通した者の中から選定する。

・社外取締役候補者(監査等委員である取締役候補者を除く。)は、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図ることができるかどうかを重視して選定する。

・監査等委員である取締役候補者は、経験や識見を活かし監査等委員会としての職務を適正に遂行し、取締役の職務執行の監査・監督ができるかどうかを重視して選定する。このほか、監査等委員である社外取締役候補者は、客観的かつ中立的な監査・監督ができるかどうかを重視して選定する。

・社外取締役候補者の独立性の有無は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」(本報告書の【原則4-9 社外取締役の独立性判断基準および資質】に記載しておりますので、ご参照ください)に照らし、判断する。

○手続

上記の方針等を踏まえ、より客観性・適時性・透明性を確保する観点から、指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会の決議により決定する。また、監査等委員である取締役候補者については、取締役会付議の前に、監査等委員会の同意を得る。

なお、監査等委員会は、取締役候補者(監査等委員である取締役候補者を除く。)の選任について、監査等委員会としての意見を決定のうえ、株主総会でその意見を述べるができる。

(5)経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

[取締役(監査等委員であるものを除く。)の選任理由]

○海輪誠(再任)

入社以来、企画部門を中心とした業務経験を有し、取締役企画部長や上席執行役員新潟支店長を務めるなど、業務全般に精通しております。2009年6月から取締役副社長を、2010年6月から取締役社長を、また2015年6月から取締役会長を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役に選任しております。

○原田宏哉(再任)

入社以来、広報部門や企画部門を中心とした業務経験を有し、取締役企画部長や上席執行役員東京支社長を務めるなど、業務全般に精通しております。2014年6月から取締役副社長を、2015年6月から取締役社長を、また2018年4月から取締役社長 社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役に選任しております。

○坂本光弘(再任)

入社以来、人財部門や総務部門を中心とした業務経験を有し、取締役総務部長や上席執行役員新潟支店長を務めるなど、業務全般に精通しております。2015年6月から取締役副社長を、2018年4月から取締役副社長 副社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役に選任しております。

○岡信慎一(再任)

入社以来、企画部門を中心とした業務経験を有し、グループ事業推進部長や執行役員企画部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2

013年6月から常務取締役を、2015年6月から取締役副社長を、また2018年4月から取締役副社長 副社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役に選任しております。

○増子次郎(再任)

入社以来、原子力部門を中心とした業務経験を有し、執行役員青森支店長や執行役員原子力部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2015年6月から常務取締役を、2018年4月から取締役副社長 副社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役に選任しております。

○樋口康二郎(再任)

入社以来、火力部門を中心とした業務経験を有し、原町火力発電所長や執行役員火力部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2016年6月から常務取締役を、2018年4月から取締役 常務執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役に選任し、2019年6月に取締役副社長 副社長執行役員に就任しております。

○山本俊二(再任)

入社以来、経理部門を中心とした業務経験を有し、執行役員経理部長や執行役員山形支店長を務めるなど、業務全般に精通しております。2013年6月から常務取締役を、2018年4月から取締役 常務執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役に選任しております。

○阿部俊徳(再任)

入社以来、人財部門を中心とした業務経験を有し、人財部長や執行役員東京支社長を務めるなど、業務全般に精通しております。2017年6月から常務取締役を、2018年4月から取締役 常務執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役に選任しております。

○八代浩久(新任)

入社以来、企画部門を中心とした業務経験を有し、企画部部长や常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役に選任し、2019年6月に取締役 常務執行役員に就任しております。

○伊東裕彦(新任)

入社以来、営業部門を中心とした業務経験を有し、執行役員営業部長や常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役に選任し、2019年6月に取締役 常務執行役員に就任しております。

○近藤史朗(再任)

近藤氏は、長年にわたり株式会社リコーの経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただけるものとして引き続き社外取締役に選任しております。

また、当社と同氏の間には一般株主と利益相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であること、また、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。

○小縣方樹(再任)

小縣氏は、東日本旅客鉄道株式会社の取締役副会長であり、公益事業の経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただけるものとして引き続き社外取締役に選任しております。

また、当社と同氏の間には一般株主と利益相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であること、また、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。

○上條努(再任)

上條氏は、サッポロホールディングス株式会社の取締役会長であり、飲料や食品等を製造・販売する企業の経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただけるものとして引き続き社外取締役に選任しております。

また、当社と同氏の間には一般株主と利益相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であること、また、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。

〔監査等委員である取締役の選任理由〕

○加藤公樹

入社以来、企画部門を中心とした業務経験を有し、執行役員青森支店長や取締役企画部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2012年6月から監査役を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般・監査全般に関する知見を有していることから、第94回(2018年)定時株主総会において監査等委員である取締役に選任しております。

○宇野郁夫

宇野氏は、長年にわたり日本生命保険相互会社の経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見をもって、客観的・中立的な監査・監督にあたっていたいただけるものとして、第94回(2018年)定時株主総会において監査等委員である社外取締役に選任しております。

また、当社と同氏の間には一般株主と利益相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であること、また、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。

○馬場千晴

馬場氏は、みずほ信託銀行株式会社の代表取締役副社長などを歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているほか、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見をもって、客観的・中立的な監査・監督にあたっていたいただけるものとして、第94回(2018年)定時株主総会において監査等委員である社外取締役に選任しております。

また、当社と同氏の間には一般株主と利益相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であること、また、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。

○宮原育子(新任)

宮原氏は、大学教授として地域資源の活用や震災からの復興支援の研究、産学官連携プロジェクト等に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、学識経験者としての豊富な経験や卓越した識見をもって、客観的・中立的な監査・監督にあたっていたいただけるものとして、2019

年6月に監査等委員である社外取締役を選任しております。

同氏は、過去に、直接会社経営に関与してはおりませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

また、当社と同氏の間には一般株主と利益相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であること、また、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。

なお、役員の一覧(2019年6月26日付)は当社ホームページに掲載しております。

「役員人事」(http://www.tohoku-epco.co.jp/news/pdf/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1201581.pdf)

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外取締役6名を含む17名で構成され、原則として毎月1回開催し、経営に関する重要な計画をはじめ、当社の業務執行の重要事項を決定するとともに、取締役からの業務執行状況の報告および取締役の職務の執行について相互に監督しております。

取締役会に付議すべき事案については、会社法等の法令、定款および取締役会規程のほか、経営会議の審議等に基づき判断しております。取締役会において決議すべき事項以外の意思決定については、社長執行役員その他の業務執行者に委任しております。

【原則4-9 社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、社外取締役の独立性について、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の基準に準拠し、以下の要件により独立性を判断しております。

社外取締役の選任に当たっては、当社の経営理念や社会的な責務を理解するとともに、社外取締役としての役割・責務を十分認識し、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図れるかどうかを重視しております。また、監査等委員である社外取締役の選任に当たっては監査等委員である取締役としての役割・責務を十分認識し、豊富な経験や卓越した識見をもって客観的・中立的な監査・監督を実施できるかどうかを重視しております。

【当社における社外取締役の独立性判断要件】

当社は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者を独立社外取締役としております。

- (1) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- (4) 最近において、(1)から(3)までのいずれかに該当していた者
- (5) 次のaからdまでのいずれかに該当する者(重要でない者を除く。)の近親者
 - a. 上記(1)から(4)までのいずれかに該当する者
 - b. 当社の子会社の業務執行者
 - c. 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - d. 最近において上記b、cまたは当社の業務執行者(監査等委員である社外取締役を独立社外取締役として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

【補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社は、電気事業を営む会社に求められる実効性ある経営体制を構築することおよび取締役会における実質的な議論や業務執行に対するモニタリング機能を確保するために必要かつ適切な人数で取締役会を構成することを基本としており、取締役の員数は定款において18名以内とする旨を定めております。

取締役会は、性別や国際性などの多様性も勘案しつつ、以下により構成することで、取締役会全体として知識、経験、能力のバランスを確保するとともに、効率的な事業遂行と適切な経営管理に努めてまいります。また、監査等委員である取締役が、監査機能を担いつつ、取締役の人事(指名・報酬)に関与することで、監督機能の強化に努めてまいります。

《当社における取締役会の構成》

①社内取締役(監査等委員であるものを除く。)

専門性が高く幅広い業務領域を有するという電気事業の特性等を踏まえ、技術的な専門性や豊富な業務経験、電気事業の経営全般に関する知見のほか、専門分野等のバランスを考慮して、各分野に精通した者の中から選定した者

②社外取締役(監査等委員であるものを除く。)

企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図ることができる者

③監査等委員である取締役

経験や識見を活かし監査等委員としての職務を適正に遂行し、取締役の職務執行の監査・監督ができる者。このうち、監査等委員である社外取締役は、客観的かつ中立的な監査・監督ができる者

【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

役員の重要な兼職の状況については、「定時株主総会招集ご通知」の事業報告(毎年)、取締役の選任議案(選任の都度)、ならびに有価証券報告書に記載しており、2019年6月26日開催の定時株主総会の招集通知では15頁から23頁、55頁、57頁に、2018年度有価証券報告書では、44頁から45頁に記載しております。なお、取締役海輪誠は、2019年6月18日に株式会社ゆうちょ銀行の社外取締役に就任しており、同坂本光弘は、2019年6月25日に株式会社ユアテックの社外取締役を退任しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性に関し、年1回、取締役を対象としたアンケートを実施し、その結果について取締役会に報告している。取締役会では、アンケート結果に基づき、現状認識や改善に向けた意見等を共有のうえ、取締役会全体の実効性を評価するとともに、さらなる実効性向上に向けた取り組み事項等について確認することとしております。

2018年度は、迅速・的確な経営判断に資するための資料構成の一層の充実を図るとともに、取締役会における審議時間を十分に確保するための説明方法の工夫や、社外取締役の案件理解に資するための丁寧な事前説明の実施ならびに当社設備等の視察機会の提供を行いました。また、最高経営責任者等の後継者育成についての監督強化を図るために、指名・報酬諮問委員会において課題を整理の上、今後の方向性について議論しました。

これらの取組みを受けて、今回のアンケート結果については、2019年4月に開催した取締役会において、「取締役会全体の実効性は概ね確保されているが、今後もさらなる実効性向上に向けて、より一層の改善に継続して取り組んでいく必要がある」と評価いたしました。

2019年度は、取締役会における経営方針・戦略の議論の充実や、2020年4月の法的分離を見据えたグループ会社への監督の強化などに取り組むとともに、引き続き、取締役会運営の効率化や、社外取締役への支援の充実等に努めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニングの方針】

当社は、コーポレートガバナンスや企業倫理・法令遵守など、取締役がその役割を果たすために必要な知識や情報を収集・提供し、取締役の職務執行を支援しております。

また、社外取締役に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配付および説明、関連する情報の提供等を行うほか、就任時における当事業等の説明、当社事業所の視察や代表取締役との対話・懇談など、当社の業務内容を理解するための機会を継続的に提供しており、今後もこうした取組みを継続してまいります。

新任の社内取締役に対しては、会社法や企業会計等に係る取締役または監査等委員である取締役の役割・責務などに関する研修等の機会を提供し、その費用は会社負担としております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会以外の場においても、対話の場を設け、株主のみなさまの関心・懸念に応えるとともに、経営陣幹部・取締役は、こうした対話の中で、当社を取り巻く経営環境を踏まえた、当社の取組みに対する理解が得られるよう、経営方針を分かりやすく説明するよう努めてまいります。

また、当社は以下の取組みを進めており、引き続き、株主のみなさまとの建設的な対話の促進に努めております。

- (1)株主・投資家のみなさまとの対話全般について統括を行う、IR担当役員を指定しております。
- (2)IR担当役員のほか、社内のIR、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等が参加する「IR推進委員会」を開催し各部門の有機的な連携を図っております。
- (3)株主懇談会や決算説明会を開催し、個別面談以外の対話の充実に努めております。
- (4)株主・投資家との対話の概要については、役員および社内関係箇所での情報の共有を図るとともに、寄せられた意見・要望については、当社経営に活かすよう努めております。
- (5)「内部者取引管理基準」を定め、役員・執行役員・従業員等に対して重要事実の管理を徹底するよう求めるとともに、株主・投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす情報については、「ディスクロージャーポリシー」に基づき、適時・適切・公平に開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	26,949,700	5.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	26,524,810	5.31
東北電力従業員持株会	13,882,944	2.78
日本生命保険相互会社	13,727,209	2.75
株式会社みずほ銀行	13,288,223	2.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	9,188,000	1.84
高知信用金庫	7,926,700	1.59
STATE STREET BANK WEST CLIENT — TREATY 505234	7,578,590	1.52
JP MORGAN CHASE BANK 385151	7,357,043	1.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6,633,600	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	17 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
近藤 史朗	他の会社の出身者								△			
小縣 方樹	他の会社の出身者								○			
上條 努	他の会社の出身者											
宇野 郁夫	他の会社の出身者								△			
馬場 千晴	他の会社の出身者								△			
宮原 育子	学者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤 史朗		○	「h.上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)」 近藤氏は、株式会社リコーの元代表取締役会長であります。同社を退職してから約1年が経過しております。当社は同社との間に電力供給の取引があります。	近藤氏は、長年にわたり株式会社リコーの経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただけるものとして社外取締役に選任しております。 また、当社と同氏の間には一般株主と利益相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であること、また、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。
小縣 方樹		○	「h.上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)」 小縣氏は、東日本旅客鉄道株式会社の取締役副会長であり、当社は同社との間に電力供給の取引等があります。	小縣氏は、東日本旅客鉄道株式会社の取締役副会長であり、公益事業の経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただけるものとして、社外取締役に選任しております。 また、当社と同氏の間には一般株主と利益相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であること、また、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。
上條 努		○	——	上條氏は、サッポロホールディングス株式会社の取締役会長であり、飲料や食品等を製造・販売する企業の経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただけるものとして、社外取締役に選任しております。 また、当社と同氏の間には一般株主と利益相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であること、また、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。
宇野 郁夫	○	○	「h.上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)」 宇野氏は、日本生命保険相互会社の元取締役会長であり、当社は同社との間に資金借入の取引等があります。	宇野氏は、長年にわたり日本生命保険相互会社の経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見をもって、客観的・中立的な監査・監督にあたっていたるものとして監査等委員である社外取締役に選任しております。 また、当社と同氏の間には、一般株主と利益相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であること、また、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。
馬場 千晴	○	○	「h.上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)」 馬場氏は、みずほ信託銀行株式会社の元代表取締役副社長であります。同社を退職してから約12年が経過しております。	馬場氏は、みずほ信託銀行株式会社の代表取締役副社長などを歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているほか、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見をもって、客観的・中立的な監査・監督にあたっていたるものとして監査等委員である社外取締役に選任しております。 また、当社と同氏の間には、一般株主と利益

			す。当社は同社との間に資金借入の取引等があります。	相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であること、また、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。
宮原 育子	○	○	「h.上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)」 宮原氏は、宮城学院女子大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科教授・学部長であり、当社は同大学との間に電力供給の取引等があります。	宮原氏は、大学教授として地域資源の活用や震災からの復興支援の研究、産学官連携プロジェクト等に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、学識経験者としての豊富な経験や卓越した識見をもって、客観的・中立的な監査・監督にあたっていただけのものであり、監査等委員である社外取締役に選任しております。 また、当社と同氏との間には、一般株主と利益相反が生じるような重要な兼職を含む取引その他の関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役候補者であること、また、当社における社外取締役の独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				
当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項					
監査等特命役員および監査等委員会室に所属する使用人の監査等委員会に関する職務執行について、監査等委員でない取締役からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保しております。					
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況					

監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、会計監査人、内部監査部門から監査計画や監査結果の聴取を行う他、定期的に意見交換の機会を設ける等、随時連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり							
任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性								
	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)

指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役

補足説明	更新
------	----

当社は、客観性・適時性・透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として、社内取締役2名（代表取締役会長 海輪誠、代表取締役社長 原田宏哉）および独立社外取締役4名（監査等委員でない取締役 近藤史朗氏、同小縣方樹氏、同上條努氏、監査等委員である取締役 馬場千晴氏）で構成する指名・報酬諮問委員会（委員長：海輪誠）を設置しております。なお、「指名・報酬諮問委員会」は、「指名委員会に相当する任意の委員会」および「報酬委員会に相当する任意の委員会」の双方の機能を担っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役および執行役員の報酬と当社株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず下落によるリスクについても株主のみなさまと共有することで、取締役および執行役員の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることを目的として、株式報酬型ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

社内取締役（監査等委員であるものを除く。）および執行役員（取締役を兼務していないもの）を付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役に対して支払った報酬額および賞与金をそれぞれ総額で開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」―【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】―【原則3-1 情報開示の充実】―「(3)取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載しておりますので、ご参照ください。

【社外取締役のサポート体制】

- ・当社では、社外取締役(監査等委員であるものを除く。)に対しては秘書室が、また監査等委員である社外取締役に対しては監査等委員会室が、それぞれ窓口として、各種情報の伝達等により、社外取締役の職務執行を支援しております。
- ・さらに、社外取締役に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配付および説明、関連する情報の提供等を行うほか、就任時における当事業等の説明、当事業所の視察や代表取締役との対話・懇談など、当社の業務内容を理解するための機会を随時提供しており、今後もこうした取組みを継続してまいります。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
八島 俊章	特別顧問	経済団体活動・社会貢献活動等	非常勤・報酬無	2005/6/29	1年更新
幕田 圭一	特別顧問	経済団体活動・社会貢献活動等	非常勤・報酬有	2009/6/29	1年更新
高橋 宏明	相談役	経済団体活動・社会貢献活動等	常勤・報酬有	2015/6/25	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 3 名

その他の事項

- ・指名・報酬諮問委員会の審議を経て、相談役および特別顧問制度に関する社内規程を定めております。
- ・相談役および特別顧問の新規選解任にあたっては、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、社長が決定しております。
- ・社長等退任日は、取締役会長を退任した日を記載しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外取締役6名を含む17名で構成され、原則として毎月1回開催し、経営に関する重要な計画をはじめ、当社の業務執行の重要事項を決定するとともに、取締役からの業務執行状況の報告および取締役の職務の執行について相互に監督しております。また、取締役会決議により重要な業務執行の決定の一部を取締役会から取締役に委任するとともに、社長執行役員、副社長執行役員、常務執行役員(あわせて役付執行役員という)が業務執行を担う体制としております。加えて、役付執行役員により構成される経営会議を原則として毎週開催し、取締役会で定められた経営の基本方針に基づき、全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について、協議しております。

さらに、カンパニー制を導入し、「発電・販売カンパニー」「送配電カンパニー」「原子力本部」「ビジネスサポート本部」の各カンパニー・本部により、自律的な業務の展開を図るなど、適正かつ効率的な業務プロセスの構築を推進しております。

監査等委員会は、監査等委員4名のうち3名を社外監査等委員としており、経営監視機能の客観性および中立性を確保しております。また、経営会議等重要な諸会議への出席、業務執行部門からの職務執行状況の聴取、事業所への往査、内部監査部門との連携等を日常的に実施することにより、監査・監督機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員1名を選定しております。

常勤の監査等委員は、取締役会のほか、経営会議等重要な会議に出席するとともに、重要な書類の閲覧や事業所の業務および財産の状況の調査等を実施し、取締役の職務の執行および内部統制システムの整備・運用状況などに関する監査の充実に努めております。また、代表取締役との定期的な会合への出席のほか、内部監査部門である審査室、ネットワーク審査室および原子力審査室、ならびに会計監査人と定期的に情報交換などを行うとともに、関係会社監査役との連携を強化するなど、監査効果を一層高めるよう努めております。

社外監査等委員は、取締役会のほか、代表取締役との定期的な会合に出席し、経済界等での豊富な経験などを踏まえて幅広い観点から意見を述べるとともに、事業所等を訪問し業務状況の調査を実施しております。また、内部監査、常勤の監査等委員の監査、会計監査の実施状況及び内部統制システムの状況について取締役会・監査等委員会を通じて報告を受けております。

なお、監査等委員会の職務を補助すべき職責を担う監査等特命役員(2名)を設置するとともに、監査等委員会の職務を補助するための専任組織として、監査等委員会室(人員11名により構成)を設置しております。

会計監査人にはEY新日本有限責任監査法人を選任しており、随時情報提供と確認を行い、適正な会計処理に努めております。
会計監査業務を執行した公認会計士は、関口茂氏、佐藤森夫氏、有倉大輔氏の3名であります。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士15名、その他14名であります。
また、法令遵守を意識した経営に努め、法律上の判断が必要な際に顧問弁護士に確認できる体制としております。

当社は、審査室およびネットワーク審査室が業務全般にわたり、組織制度や管理体制の有効性・妥当性、業務運営の経済性・効率性や設備保安活動の有効性・効率性等に係る内部監査などを実施し、原子力審査室が原子力発電の安全性の確保と信頼性向上に係る内部監査を実施しております。内部監査は、当社、子会社および主要な関連会社からの聞き取り、書類の調査および現場確認などの方法により実施しております。
内部監査結果は、社長執行役員、経営会議、取締役会および監査等委員会に報告するとともに、改善を要する問題点等について、関係部門に改善を促しております。また、監査等委員会および会計監査人と連携・協力し、内部監査の実効性の向上に努めております。
なお、内部監査部門は各執行機関より独立し、審査室および原子力審査室は社長執行役員に直属した組織形態となっており、両室合わせて19名により構成されております。また、ネットワーク審査室は送配電カンパニーの組織ですが、指揮命令は社長執行役員に直属しており、7名により構成されております。

取締役候補者の指名、報酬決定の方針、手続については、それぞれ本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」―【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】―【原則3―1 情報開示の充実】―「(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」および「(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載しておりますので、ご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、電気事業を営む会社に求められる実効性ある経営体制を構築することおよび取締役会における実質的な議論や業務執行に対するモニタリング機能を確保するために必要かつ適切な人数で取締役会を構成することを基本としており、取締役の員数は定款において18名以内とする旨を定めております。

取締役会は、性別や国際性などの多様性も勘案しつつ、以下により構成することで、取締役会全体として知識、経験、能力のバランスを確保するとともに、効率的な事業遂行と適切な経営管理に努めてまいります。また、監査等委員である取締役が、監査機能を担いつつ、取締役の人事（指名・報酬）に関与することで、監督機能の強化に努めてまいります。

《当社における取締役会の構成》

①社内取締役（監査等委員であるものを除く）

専門性が高く幅広い業務領域を有するという電気事業の特性等を踏まえ、技術的な専門性や豊富な業務経験、電気事業の経営全般に関する知見のほか、専門分野等のバランスを考慮して、各分野に精通した者の中から選定した者

②社外取締役（監査等委員であるものを除く）

企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図ることができる者

③監査等委員である取締役

経験や識見を活かし監査等委員としての職務を適正に遂行し、取締役の職務執行の監査・監督ができる者。このうち、監査等委員である社外取締役は、客観的かつ中立的な監査・監督ができる者

さらに、当社は、監査等委員会設置会社であり、役付執行役員が業務執行を担う体制のもと、監督と執行の役割分担をより明確に区分し、取締役会の監督機能強化と迅速な意思決定による効率的な業務執行に努めております。

このような考えのもと、現在は、電気事業や当社の各分野の業務に精通した社内取締役11名と豊富な経験と卓越した識見を有する社外取締役6名の計17名で取締役会を構成し、うち4名を監査等委員としております。

また、経営監視機能の客観性および中立性を確保する観点から、監査等委員4名のうち、社外監査等委員を3名としております。

加えて、代表取締役との定期的な会合、取締役会のほか、経営会議等重要な会議への出席、内部監査部門である審査室、ネットワーク審査室および原子力審査室、ならびに会計監査人との定期的な情報交換、事業所等の業務状況調査等を通じて、監査等委員および監査等特命役員が取締役（監査等委員であるものを除く。）へ意見を述べる機会を設けております。

さらには、代表取締役による定例の記者会見、取締役出席による株主・個人投資家向けの説明会の開催、各種媒体を通じた情報発信と意見集約ツールの整備、管内に配置している当社事業所による株式案内業務の実施等、株主さまの意見を直接当社経営に生かす仕組みなども取り入れることにより、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	・法定期限前に招集通知を発送 (2019年実績: 6月4日発送[株主総会開催日は6月26日])
集中日を回避した株主総会の設定	・2019年度は、集中日前日の6月26日に株主総会を設定
電磁的方法による議決権の行使	・当社指定の議決権行使サイトにて行使可能
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取り組み	・株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用
招集通知(要約)の英文での提供	・議決権電子行使プラットフォームに、狭義の招集通知と株主総会参考書類の英文を掲載
その他	・株主さまへの早期情報提供および議決権行使の円滑化の観点から招集通知発送前に、招集通知を東京証券取引所および自社のホームページに掲載 ・株主総会后、議決権行使結果について自社ホームページに掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、株主・投資家等の資本市場関係者との建設的な対話を円滑に促進する観点から、「ディスクロージャーポリシー」を策定し、ホームページに掲載しています。URLは次のとおりです。 http://www.tohoku-epco.co.jp/ir/disclosure/index.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、個人投資家の方々を対象に、当社概要や経営計画等に関する説会を適宜開催しており、IR担当役員等が説明者となっています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、アナリスト・機関投資家の方々を対象とした決算説明会(5月、11月)を開催しており、取締役社長 社長執行役員またはIR担当役員が説明者となっています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外において、主要な外国人機関投資家への個別訪問を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社では、決算短信、有価証券報告書・四半期報告書、アニュアルレポート、決算説明会資料、株主総会招集通知などをホームページに掲載しています。 URLは次のとおりです。 http://www.tohoku-epco.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	(担当役員)取締役副社長 副社長執行役員 岡信 慎一 (担当部署)ビジネスサポート本部 経理部IRグループ	
その他		

当社では、ホームページや説明会による的確な情報開示、また、経営層による投資家との意見交換など、精力的にIR活動に取り組んでいます。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・当社は、「東北電力グループCSR方針」および「東北電力グループ行動指針」(2017年1月制定)において、お客さま、地域の方々、株主・投資家のみなさま、お取引先の方々に対する東北電力グループ従業員ひとりひとりの行動規範を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	[当社のCSRに対する取組み] ・当社は、東北電力グループの事業活動全てがCSRに関わるという認識のもと、社長執行役員を議長とする「CSR推進会議」を設置し、「東北電力グループCSR方針」および「東北電力グループ行動指針」(2017年1月制定)を定め、東北電力グループが一体となって、安全の確保、環境への配慮、企業倫理・法令遵守を基盤に、CSRを推進しています。 ・当社のCSRに関する取組みについては、随時、ホームページや冊子媒体等を通じ、ステークホルダーのみなさまに情報提供しております。 ・環境活動については、毎年、環境行動計画を策定し、評価・見直しを行うとともに、東北電力グループの環境活動の取組み状況や詳細データを中心に取りまとめた「環境行動レポート」を公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	・「東北電力グループCSR方針」および「東北電力グループ行動指針」(2017年1月制定)において、ステークホルダーに対する説明責任を果たし、的確な情報開示に努めていくことを規定しております。
その他	[女性の活躍の方針・取組み等] ・当社では、女性の活躍促進に向け、計画的な人材育成と職域の拡大、性別を問わない積極的な管理職登用に取り組むとともに、働き方やキャリア形成のあり方に係る社内研修などの啓発活動を実施しております。 ・2016年3月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、「2020年3月末までに、女性管理職数を2015年度期首比で2倍以上とする」という目標を掲げ、以下の取組みを行っております。 (1) 女性社員のキャリア形成支援に向けた研修や交流会の実施など女性社員に対する取組み (2) 女性社員の育成に向けた管理職に対する取組み (3) 男性社員の育児・家事参加への意識啓発など「仕事と家庭の両立支援制度」を利用しやすい職場風土の醸成に向けた取組み ・また、ワーク・ライフ・バランス実現のため、ゆとりある育児休職・育児支援期間を設定するなど、女性が働きやすい環境づくりを目指して各種勤務制度の整備・充実を図っており、2008年および2015年には、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援企業としての認定を受けております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

当社は、社会の一員として法令および定款に適合し、公正・透明かつ効率的に事業活動を推進するため、「業務の適正を確保するための体制」を次のとおり整備し、お客さま、地域の方々、株主・投資家の皆さま、お取引先の方々などから信頼され選択される企業を目指す。

(1) 経営管理に関する体制

- a. 取締役会を原則として毎月1回開催し、法令・定款・社内規程に定められた決議事項および経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行に対する監督を行う。
- b. 取締役会において決定した役割に基づき、取締役は、法令・定款・取締役会決議に則り職務を執行し、その職務の執行について定期的に取締役会に報告するとともに、相互に監督を行う。
- c. 独立性を確保した社外取締役の参画により、客観的・中立的かつ多様な視点での監督機能を強化する。
- d. 取締役会決議により重要な業務執行の決定の一部を取締役会から取締役に委任するとともに、社長執行役員、副社長執行役員および常務執行役員（以下、あわせて「役付執行役員」という。）が業務執行を担う体制とし、「監督」と「執行」の役割を分担することで、取締役会の監督機能を強化するとともに、迅速かつ機動的な意思決定により効率的に業務を執行する。
- e. 役付執行役員により構成される経営会議を原則として毎週開催する。経営会議では、取締役会決議に基づき、全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について協議する。
- f. 役付執行役員は、事業運営に関する計画等を策定して重点施策・目標を明確化するとともに、適切にマネジメントサイクルを展開することで、効率的な業務執行を推進する。
- g. 取締役、執行役員および使用人（以下、あわせて「取締役等」という。）は、職務執行の適正および効率性を確保するため、法令・定款・取締役会決議および社内規程等に基づき、職務を執行する。
- h. 取締役等の職務の執行に関わる文書、電磁的情報その他の情報等について、社内規程に基づき適切に管理・保存し、取締役は、いつでもこれを閲覧することができる。

(2) 企業倫理・法令遵守に関する体制

- a. 取締役会は、東北電力グループCSR方針および東北電力グループ行動指針を策定し、社長執行役員を議長とするCSR推進会議の下、企業グループが一体となったCSRを推進する。取締役および執行役員は本方針・指針を率先垂範するとともに、自らの役割としてその定着と徹底を図る。
- b. 社長執行役員を委員長とする企業倫理・法令遵守委員会を設置し、東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針を定め、コンプライアンス推進を担当する役員の監督の下、各事業所においては企業倫理推進活動の責任者を中心に、東北電力グループ行動指針の徹底、教育・啓発活動等を行い、事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。
- c. 企業倫理相談窓口を設置し、相談者（当社取締役等、グループ会社の取締役、使用人および監査役ならびに取引先等の関係者）の保護を図りながら、相談案件の調査等を行う。
- d. 反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、関連する社内規程等に基づき、毅然として対応する。
- e. 企業倫理・法令遵守に関する取り組み等については、企業倫理・法令遵守委員会および取締役会へ定期的に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する体制

- a. 全社および各部門のリスク管理が適切に行われるよう、組織、職務権限および社内規程を整備する。
- b. 定期的に事業活動に関わるリスクの抽出・評価を行い、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、その対策等を各部門が策定する毎年度の事業計画に織り込み、管理サイクルの中でリスク管理を実践する。
- c. 自然災害および原子力災害等に関わるリスクへの対応について、定期的に訓練を行い、これらの事象が発生した場合は非常災害対策本部等を設置し、適切に対応する。
- d. 原子力発電所の自主的かつ継続的な安全性向上について、原子力リスク検討委員会を設置し、定期的に安全性の評価・分析、リスク低減に向けた対応策等を検討し、適切に対応する。
- e. 当社の財産や社会的信頼等に重大な影響を与える危機を未然に防止するとともに、万一危機が発生した場合の被害を最小限に食い止めるため、危機管理委員会を設置し、リスクへの対応力向上のための訓練や情報共有化等に取り組む。これらの事象が発生した場合は、社内規程に基づき対策本部を設置し、適切に対応する。
- f. リスク管理の状況については、必要に応じて取締役会等に報告する。

(4) 内部監査に関する体制

- a. 経営管理、企業倫理・法令遵守および損失の危険等の管理の適正性・効率性等を検証するため、社長執行役員直属の内部監査部門を設置して、当社、子会社および主要な関連会社（以下、子会社および主要な関連会社を「子会社等」という。）に対し内部監査を実施し、その結果を社長執行役員に報告するとともに、経営会議、取締役会および監査等委員会に報告する。
- b. 内部監査部門は、監査等委員会および会計監査人と連携・協力し、内部監査の実効性の向上に努める。

(5) 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- a. 子会社等の経営管理に関する体制
子会社等における業務が適正かつ効率的に行われるよう社内規程を定め、各社の経営に関する重要な計画およびその進捗状況の報告を受けるとともに、重要事項について事前協議および報告を求め、指導・助言を実施する。また、企業グループ経営に関する重要計画の周知や企業グループ経営会議の開催、共同施策の実施などにより、企業グループ経営を推進する。

b. 子会社等の企業倫理・法令遵守に関する体制

東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針に基づき、企業グループ体となった活動を実施するとともに、子会社等に対し、東北電力グループCSR方針および東北電力グループ行動指針を踏まえて各社の行動指針を策定させるなど、法令と法の精神の遵守を徹底するよう、指導・助言を実施する。

c. 子会社等の損失の危険の管理に関する体制

子会社等から経営に関する重要事項の事前協議および報告を受け、各社における重大なリスクを把握するとともに、指導・助言を実施する。また、子会社等における重大なリスクおよび企業倫理・法令違反については、取締役会等に報告し適切に対応する。

(6) 監査等委員会に関する体制

a. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

(a) 監査等委員会の職務を補助すべき職責を担う監査等特命役員を置く。また、監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会室を設置し、同室に所属する使用人を置く。

(b) 監査等特命役員および監査等委員会室に所属する使用人(以下、あわせて「監査等特命役員等」という。)の監査等委員会に関する職務執行について、監査等委員でない取締役からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保する。

(c) 監査等特命役員等の人事に関して、事前に監査等委員会と協議する。

(d) 監査等特命役員等に対して、監査等委員会の指示に基づき業務を遂行したことを理由として不利な取扱いを行わない。

b. 監査等委員会等への報告に関する体制

(a) 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。

(b) 取締役等は、当社の業務執行上重要と判断した事項について、監査等委員会または監査等委員(以下、あわせて「監査等委員会等」という。)に報告する。

(c) 取締役等は、監査等委員会等または監査等特命役員が監査のために報告を求めた場合はこれに応じる。

(d) 企業倫理相談窓口に対する相談案件の概要について、監査等委員会に報告する。

(e) グループ会社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について、当社の取締役等は、監査等委員会等に報告する。

c. 監査等委員会等へ報告をした者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会等へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。また、グループ会社に対しても、監査等委員会等へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう徹底する。

d. 監査費用の負担方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行のために必要な費用を請求するときは、これを負担する。

e. その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査等委員は、経営会議等重要な諸会議に出席の上、意見等を述べることもできるとともに、当社が管理・保存する文書、電磁的情報その他の情報をいつでも閲覧することができる。

(b) 監査等特命役員は、取締役会、経営会議等重要な諸会議に出席の上、意見等を述べることもできるとともに、当社が管理・保存する文書、電磁的情報その他の情報をいつでも閲覧することができる。

(c) 代表取締役、監査等委員および監査等特命役員は、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため、定期的に会合を持つ。

(d) 監査等委員会等は、監査の実効性を高めるため、内部監査部門から内部監査の結果等について情報の提供を受けるなど、内部監査部門と相互に連携を図る。

(e) 監査等委員会等は、監査の実効性を高めるため、会計監査人との協議を行い相互に連携を図る。

(f) 監査等委員および監査等特命役員は、子会社等の監査役との間で定例の会議を実施し、監査に関する情報の交換等を行う。

2. 内部統制システムの整備状況

諸規程の整備や、諸会議体・内部監査部門組織・監査等委員会補助組織の設置等を行っており、上記基本方針を実行し、検証するためのシステムは整っている。

巻末の参考資料「内部統制・コーポレートガバナンス模式図」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は「東北電力グループ行動指針」に則り「反社会的勢力に対し毅然として対応」し、不当要求等には一切応じないこととし、担当や部署のみの対応とせず、組織として対応を行うこととしている。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

a. 反社会的勢力への対応総括個所は総務部、不当要求防止責任者は総務部長とする。

b. 各地域において、警察、暴力追放運動推進センター、特殊暴力対策連絡協議会等、各種暴力団排除組織や弁護士等外部専門機関との常日頃からの連携を通じ、有事の際の迅速・緊密な対応が図られるよう関係の構築を行っている。また、当該外部専門機関役員への就任要請に伴う対応等、連携強化を図っている。

c. 反社会的勢力に関する情報について、対応個所より当該個所を管轄する個所を通じて総務部等関係個所に情報提供を行い、情報の共有化な

らびに連携を図っている。

d. 反社会的勢力からの不当な介入や要求に対し毅然として対応するため、反社会的勢力対応マニュアルを制定している。

e. 反社会的勢力排除に関し、警察に講師を依頼するなどの実践的な社内研修会を定期的に行い対応力強化を図っている。また、外部専門機関等の社外研修・講習会についても積極的に参加している。

✓その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

当社は、「内部者取引管理基準」(社内基準)において、投資判断に重要な影響を与える会社情報の管理と開示について、その概要を以下のとおり定め、適切な運用に努めているところであります。

また、当社は、開示すべき会社情報については、投資者のみならず、お客さま、地域のみなさま、株主のみなさまなど社会の様々な方々に対しても情報を公開しております。

1. 会社情報の管理体制

(1)証券取引所が定める情報取扱責任者には、総務部長を選任し、適時開示全般に係る業務を行っております。

(2)情報管理責任者には、本店部長等を選任し、投資判断に重要な影響を与えると予想される会社情報が決定または発生した場合、当該会社情報の適正な管理を行うとともに、その開示・公表前に情報取扱責任者に報告を行うこととしております。

(3)子会社に係る情報で、投資判断に重要な影響を与えると予想される情報が決定または発生した場合、当該子会社から当社グループ事業推進部長が報告を受け、情報取扱責任者に報告を行うこととしております。

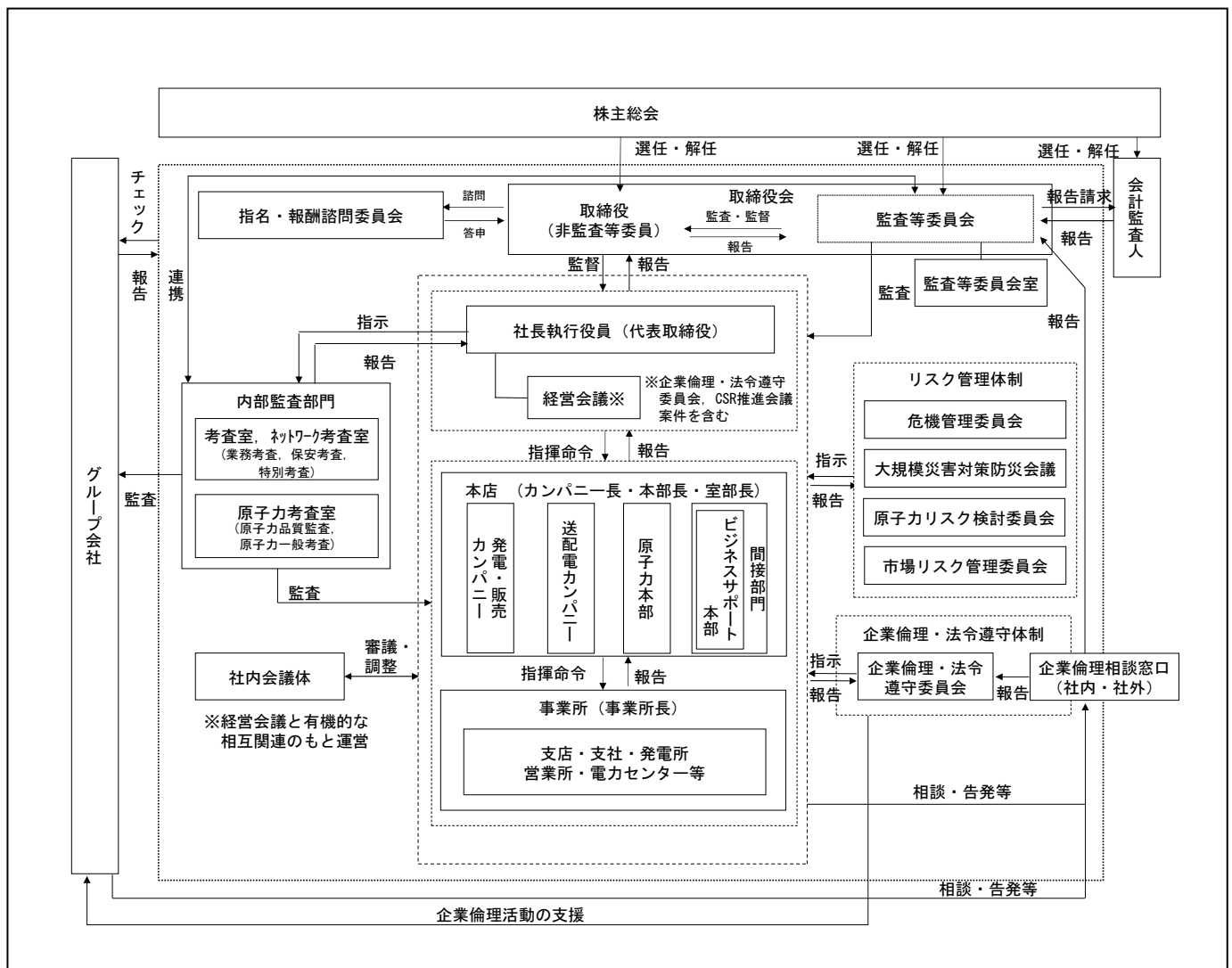
2. 会社情報の開示体制

(1)情報取扱責任者は、報告を受けた会社情報(子会社に係る情報を含む。)について、証券取引所に対する適時開示の必要性の有無を判断し、必要な場合、適切な開示手続きを行うこととしております。なお、開示は、株式会社日本取引所グループが運営する適時開示情報伝達システムであるTDnetを利用して行っております。

(2)開示した情報は、報道機関への公表を行うとともに、当社ホームページにも掲載するなど情報公開に努めております。

巻末の参考資料「適時開示体制模式図」をご覧ください。

【参考資料：内部統制・コーポレートガバナンス模式図】



【参考資料：適時開示体制模式図】

